



## Kawamura Satoko

川村 仁子

国際関係学部 教授

2005年立命館大学 法学部法学科卒業、2007年立命館大学大学院 国際関係学専攻 国際関係学専攻 博士前期課程 修了、2010年同大学院 国際関係学専攻 博士後期課程 修了。博士(国際関係学)。2011年龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター博士研究員、2012年東洋大学法学部助教、2014年立命館大学国際関係学部准教授を経て、2023年より現職。2021年からLUISS大学(イタリア)客員教授を兼務。専門は国際関係学、国際関係法。現在、龍澤邦彦立命館大学名誉教授と共著『改訂版 宇宙法システム』を執筆中。

- 1) Kunihiro TATSUZAWA and Satoko KAWAMURA, "Global Civil Society and Global Law: Public Private Partnership in Advanced Science and Technology", Paper presented to Risks and Opportunities in the Civil Society – Public Institutions Relationship A Re-Assessment of the EU and Global Policy Process, 2015.5.
- 2) 川村仁子「AIロボットをめぐるグローバル・ガバナンスの現状と今後の展望:EUを事例として」、『憲法研究』第50号、2018年7月、43-66頁。
- 3) 川村仁子・龍澤邦彦『グローバル秩序論:国境を越えた思想・制度・規範の共鳴』晃洋書房、2022年。
- 4) 川村仁子「国際公役務としての先端科学技術ガバナンスの可能性」『立命館大学人文科学研究紀要』No.138、2024年3月出版予定。
- 5) 川村仁子「プロメテウスの松明(たいまつ):国際的な先端科学技術ガバナンスの課題と展望」『危機管理とグローバルガバナンス—政府と地域共同体の協力に向けて—』芦書房、2024年3月出版予定。

## 先端科学技術開発に係る国際的なガバナンス研究 宇宙開発の「やりたい」を支えるアドバイザーとして

私は国際行政や国際関係思想が専門で、複数の国が協力してプロジェクトを行う際のプロセスやルールを研究する中で宇宙法に出会いました。先端科学技術の国際的なルールや制度作りでは、研究・開発を阻害しないリスク管理と利益の衡平な配分の視点が肝要です。特に宇宙開発は科学技術の国際的なガバナンスが進んでいる分野であり、公的機関と民間の連携や、国際関係が悪化している現在にあっても協力の道が模索されていることなど他の分野の参考になる事例も少なくありません。私たちは法律の専門家として、公的機関か民間企業かを問わず宇宙の研究・開発をスムーズに進めていくための課題の解決をサポートする縁の下の力持ちのような存在でありたいと考えています。

### 民間の宇宙進出が進み、注目が集まる官民パートナーシップ

宇宙の利用やリスクに関する法秩序は国内法以外では大きく3つの枠組みに分けられます。宇宙の平和利用を定め、月を含めた地球以外の天体はいかなる国も領有できないとした「宇宙条約」など国家間で規定される「国際宇宙法」、国家間の対立などにより条約文をまとめることが難しい現代において、スペースデブリの処理など喫緊の課題に対する基準を示す条約以外のかたちの国際的な合意やガイドラインといった「ソフト・ロー」、そして民間の宇宙関連企業などによって定められた自主規制や国境を越えた規範などの「グローバル・ロー」です。

1984年に発効した月協定を最後に宇宙関連の条

約は制定されておらず、既存の宇宙関連条約は急速に進みつつある民間主体の宇宙開発やスペースデブリなどの課題には対応しきれていません。宇宙商業化が進むなかで国際公役務としての活動と民間化された商業活動の区別が必要となっています。宇宙だけでなく先端科学技術全般について、官民のパートナーシップ「Public Private Partnership (PPP)」による研究・開発が増えており、国と民間が一緒になって国や地域レベルの基準が整備されることも珍しくなくなっています。まもなく成立する予定のEUのAI法案もその一例です。

私たちは国際的な公役務としての先端科学技術

ガバナンスの研究のなかで、宇宙で人類の生存圏を構築するためのガバナンス整備の事例として、月の資源管理をめぐる国際的PPP、特に月資源を用いた新エネルギーの実用化に向けたInterlune構想や、宇宙での長期滞在に必要な水などの循環型生命維持システムの構築をめざす欧州宇宙機関(ESA)のMelissa Foundationに興味を持っています。宇宙研究・開発の促進とリスク管理を両立させるガバナンスはどのようなものか、どのようなリスクを国際公役務としてのガバナンスの対象にするのかを明らかにし、自然科学と人文・社会科学の橋渡しとなる存在になりたいと考えています。

### 宇宙研究・開発のリスク低減のために法律が果たす役割

宇宙法の研究者としてESAなどからアドバイスを求められることもありますが、宇宙ビジネスに興味のある個人の方やスタートアップ企業からのご連絡も増えてきました。こんなことをやってみたいが法的に問題はないかというご相談に対応することもあれば、こんな仕組みが欲しいというご要望をいただいて意思決定機関に働きかけることもできるでしょう。国際法と各国の国内宇宙法の観点からもアドバイスできるよう海外の専門家とも連携しています。

宇宙で新しいことに挑戦したいと考えたとき、法や規制への対応は面倒に感じられるかもしれませんが

が、ルールの存在は研究・開発者の権利を守り、自分では抱えきれない大きなリスクの低減にも繋がります。

安心して研究開発を進めるためのサポーターとして、気軽にお問い合わせをいただけたら嬉しいです。



図1: UN Space Law

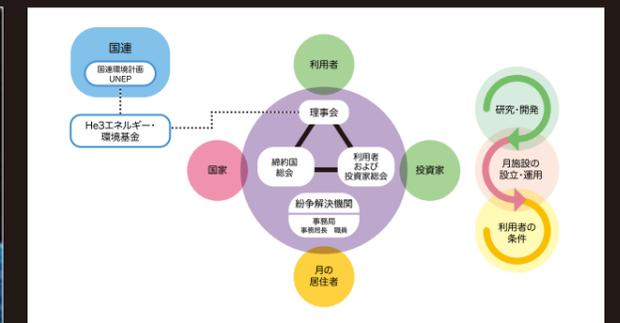


図2: Interlune 構想